

⑤ 給付・助成等

高齢者補聴器購入費補助

内 容 加齢により耳が遠くなり、日常生活に不便を感じている高齢者を対象に補聴器の購入費の一部を補助します。対象機器は、片耳、両耳問わず補聴器本体とその付属品（電池、イヤモールド）です。購入前の申請が必要です。

対 象 次のいずれにも該当する方
①申請する年度に65歳以上になる市民
②障害者総合支援法による補聴器の支給対象でない方
③耳鼻咽喉科医師から所定の基準を満たす証明を受けた方
④過去5年度以内に本事業の補助金の交付を受けていない方

所定の基準 次のいずれかに該当すること
①両耳が40デジベル以上70デジベル未満と診断された方
②その他、補助対象者として補聴器装用の必要性が認められた方

補助内容 補助額：購入費用の2分の1（千円未満切り捨て）
＊上限額 50,000円
条件：①補聴器相談医に「申請書兼医師意見書」の「医師意見欄」を記入してもらうこと
②管理医療機器として認定された補聴器であること
③認定補聴器技能者が在籍する販売店で購入すること

問い合わせ 高齢者支援課 相談支援係 ☎ 60-1846

住宅改善の給付

内 容 手すり取付や段差解消といった介護保険制度に準じた改善（基本工事）、便器洋式化、浴槽取替え、流し・洗面台の取替え、居室工事、玄関等工事について、住宅改善をしなければ在宅生活が著しく困難だと認められた方の、在宅生活に利便を与えるもの。
在宅介護・地域包括支援センターの地区担当職員、住宅改修・福祉用具相談支援センター職員（住宅改修等アドバイザー）による訪問調査を行い、その結果に基づき利用を決定します。
※介護保険サービスの利用を優先します。

対 象 次の①、②のいずれかを満たし、日常生活動作に困難があり注意を要する状態の方で、工事により在宅生活の利便性向上が得られると認められる市民
①要支援、要介護認定を受けている方
（対象工事は便器洋式化、浴槽取替え、流し・洗面台取替え、居室工事、玄関等工事）
②60歳から64歳までの特定疾病以外の方で、要支援相当以上と認められた方
（対象工事は基本工事、便器洋式化、浴槽取替え、流し・洗面台取替え）

費 用 費用負担額は、介護サービス利用時の自己負担割合に準じます。ただし、工事内容により給付上限額があり、それを超えた額は自己負担となります。

問い合わせ 各地域の在宅介護・地域包括支援センター（12～14ページ参照）
高齢者支援課 相談支援係 ☎ 60-1846

福祉用具の貸与・給付

- 内 容** ギャッジベッド、車いす、簡易トイレ、歩行器など生活しやすくなるための福祉用具を貸与・給付します。
サービスを希望される方には、在宅介護・地域包括支援センターの地区担当職員、住宅改修・福祉用具相談支援センター職員による訪問調査を行い、その結果に基づき利用を決定します。
- 対 象** 次の①、②のいずれにも該当する市民
①身体に不自由があり、日常生活上不便がある在宅の方
②60歳から64歳までの特定疾病以外の方で、要支援相当以上と認められた方
- 利 用 料** 貸与または給付にかかる費用の1割（介護保険に準じる）
各地域の在宅介護・地域包括支援センター（12～14ページ参照）
- 問い合わせ** 高齢者支援課 相談支援係 ☎ 60-1846

特殊眼鏡・コンタクトレンズの費用助成

- 内 容** 眼内レンズ挿入術を受けられない方に、特殊眼鏡・コンタクトレンズの購入費用の一部を助成します。
- 対 象** 健康保険に加入している65歳以上の市民で、次のいずれにも該当する方
①老人性白内障のため水晶体摘出手術を行ったが、身体上の理由により眼内レンズ挿入術を受けられない方
②本人の所得が所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の数に応じた基準額を超えない方
1眼につき1回を限度とし、特殊眼鏡一式につき40,000円まで、コンタクトレンズ1個につき25,000円までを助成します。
- 手 続 き** 次の①～④のものを高齢者支援課へご持参ください。
①購入費についての領収書 ②医師の証明書
③認印 ④本人名義の銀行通帳など（振込先がわかるもの）
- 問い合わせ** 高齢者支援課 相談支援係 ☎ 60-1846

⑥貸付制度

生活福祉資金（療養に必要な費用）の貸付

介護の必要な高齢者の属する世帯に対し、高齢者の病気や負傷の治療に必要な経費と、療養期間中に不足する生計維持のための費用（療養により生計中心者の収入が減る場合）を無利子もしくは低利子でお貸しします。

対象者

武蔵野市内にお住まいの方で、次のいずれかに該当する方

- ①他の制度の利用が困難な所得の少ない世帯
- ②返済の見込みが立てられる世帯

※いずれの世帯についても所定の収入基準が適用されます。

貸付内容

療養期間は原則1年以内とし、治療に必要な経費と、療養期間中の生計を維持するための経費に対し、170万円を限度に費用をお貸しします。

償還期間……5年以内（月賦）

医療費80万円、療養期間8ヵ月で、その間の生活維持費を借る場合

例

医療費：80万円

生活維持費： $(170万円 - 80万円) \div 8ヵ月 = 11万2千円 / 月$ （千円未満切捨て）

合計して80万円+11万2千円×8ヵ月=169万6千円まで借入できます※各種要件を満たす場合

その他

- ・資金を借り受けるには、民生児童委員による面接が必要です。
- ・すでに支払いを終えた経費は、対象にならない場合があります。
- ・1名の連帯保証人（65歳未満・世帯別・収入要件あり）を必要とする場合があります。

問い合わせ

武蔵野市民社会福祉協議会

☎ 23-0701

生活福祉資金（不動産担保型生活資金）の貸付

内 容 現在お住まいの自己所有の不動産（土地・建物）に、将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金を貸付ける制度です。

対 象

- ・借入申込者単独所有の不動産に居住している世帯
- ・世帯の構成員が原則として65歳以上
- ・世帯の構成が次のいずれかであること

①：単身 ②：夫婦のみ

③：①または②と借入申込者もしくは配偶者の親が同居

- ・世帯員の収入が区市町村住民税非課税または均等割課税程度の低所得世帯

対象不動産

- ・賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていない。
- ・土地の評価額が概ね1,500万円以上の一戸建て住宅
(集合住宅は不可)

貸付内容

- ・貸付月額/30万円以内
- ・資金交付/原則として3か月ごとに交付
- ・貸付限度額/担保となる土地評価額の概ね70%
- ・貸付期間/貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間
- ・貸付金の利率/年3%または当該年度における4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方を基準として定める

問い合わせ 武蔵野市民社会福祉協議会 ☎ 23-0701

2 暮らしの安全・防災への備え

家具転倒防止金具等購入費補助事業

内 容 地震災害の自助の取り組みとして効果が期待される家具転倒防止対策として、全世帯を対象に家具転倒防止金具などの購入費用を、1万円を上限に補助します。令和6年4月1日以降に購入した金具などの購入費が対象になります。なお、1世帯あたり1回までの申請のため、令和6年度、令和7年度に申請した場合は、今年度（令和8年度）は申請いただくことが出来ません。

対 象 武蔵野市内に住所を有し、現に居住する者がいる世帯。原則、世帯主による申請が必要となります。

必要書類 ①武蔵野市家具転倒防止金具等購入費補助金交付申請書兼請求書
②領収書またはレシートの原本（①の裏面添付）
③現住所が確認できる本人確認書類の写し
※申請者の押印がない場合のみ提出

手 続 き 防災課窓口、郵送、電子申請、各市政センター（休日開庁・夜間窓口除く）でお申し込み可能です。

問い合わせ 防災課 消防防災係 ☎ 60-1821

家具転倒防止金具等の取り付け

内 容 家具（タンス、食器棚、本棚など）4台までの転倒防止金具等（1家具2種類まで）を取り付けます。
公益社団法人武蔵野市シルバー人材センターが取り付けに伺います。
※アパートなど賃貸物件に家具を固定する場合は、申請時に家主などの承諾が必要です。

対 象 次のいずれかに該当する方
①ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯に属する65歳以上の市民
②身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、東京都愛の手帳1・2度の障害のある方がいる世帯に属する市民
※市が実施した事業により既に金具の取り付けや支給を受けた世帯は、その取り付けや支給を受けた日から5年を経過している場合は、対象とすることができません。

費 用 無償

問い合わせ 各地域の在宅介護・地域包括支援センター（12～14ページ参照）

高齢者支援課 相談支援係 ☎ 60-1846

障害者福祉課 ☎ 60-1904

防災用品の給付

- 内 容** 家庭内での火災による緊急事態に備えて電磁調理器、自動消火装置を給付します。
サービスを希望する方には、在宅介護・地域包括支援センターの地区担当職員による訪問調査を行い、その結果に基づき利用を決定します。
- 対 象** ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯に属する65歳以上の市民で、心身機能（認知機能）の低下や住宅環境の事情により、防火などの配慮が必要な方
- 費 用** 新規に設置した時にかかった費用の1割相当
市民税非課税世帯の方は費用免除
- 問い合わせ** 各地域の在宅介護・地域包括支援センター（12～14ページ参照）
高齢者支援課 相談支援係 ☎ **60-1846**

緊急医療情報キットの配布

- 内 容** 自宅で急に倒れて救急車を呼んだ時などに、本人の意識が無かったり、家族の気が動転していたりすると、救急隊員に必要な情報を正しく伝えることができません。そういった時にも、必要なことがきちんと救急隊員に伝わるよう、普段から用意しておくためのキットです。
- 対 象** 市内在住の方
- 配 布** 地域支援課、市政センター、在宅介護・地域包括支援センター等で配布しています。
- 問い合わせ** 地域支援課 ☎ **60-1941**

熱中症予防シートの配布

- 内 容** 液晶温度計付きの熱中症予防シート（卓上タイプ・紙製）を希望の方へ窓口にて配布します。5年使用可。
- 対 象** 市内在住65歳以上の方。世帯に1枚。
- 期 間** 6月1日から9月30日まで。なくなり次第終了。
- 配布場所** 高齢者支援課及び
各在宅介護・地域包括支援センター等
- 問い合わせ** 高齢者支援課 相談支援係 ☎ **60-1947**



住まいの防犯対策補助事業

内 容 まちぐるみで犯罪被害ゼロを目指し、全世帯を対象に住宅で実施した防犯対策費用について、5万円を上限に補助します。令和7年4月1日(火)以降に購入等した防犯対策に係る費用が対象になります。なお、1世帯あたり1回までの申請のため、令和7年度に申請した場合は、今年度（令和8年度）は申請いただくことが出来ません。

対 象 武蔵野市内に住所を有し、現に居住する者がいる世帯。原則、世帯主による申請が必要となります。

必要書類 ①武蔵野市住まいの防犯対策補助金交付申請書兼請求書 ②領収書またはレシート
の原本 ③現住所が確認できる本人確認書類の写し ④振込口座がわかるもの

申請方法・期間 安全対策課窓口、郵送、電子申請、各市政センター（休日開庁・夜間窓口除く）でお申し込み可能です。
令和8年4月1日(水)から令和9年2月28日(日)まで(窓口受付は、2月26日(金)まで)

問い合わせ 安全対策課 安全対策係 ☎ 60-1916

自動通話録音機の無償貸与

詐欺被害防止のための自動通話録音機を貸し出します(無料)。電話をかけてきた相手に対して、自動で通話内容を録音する旨の警告メッセージが流れます。迷惑電話や特殊詐欺対策に有効です。

対 象 65歳以上の市民

費 用 無料

設 置 工事不要

問い合わせ 安全対策課 安全対策係 ☎ 60-1916

「この通話は、犯罪被害防止のため、**会話内容が自動録音**されます。」



▲自動通話録音機

消費者被害の防止・相談

現在の商取引は多様化・複雑化・非対面化が進み、消費者と事業者の間で情報の質・量や交渉力に大きな格差が生じています。そのような格差を背景に悪質な勧誘方法で消費者の意に沿わない契約を結ばせる案件が多発しており、中でも高齢者や生活上支援を要する方は、十分な注意と周囲からの支援が必要です。

日頃からの対策

知らない 相手からの



電話に出ない

在宅中も留守番電話機能をオンにし、相手の要件を確認してから通話するかどうか判断するようにしましょう。

訪問を断る

何回も訪問し、相手を信頼させてから高額取引の話を持ち掛けるなどの手口もあるので、気を付けましょう。

誘いに乗らない

知り合いの金融の専門家が主宰する投資のセミナーに参加すれば確実にもうかるなど、うますぎる話は要注意です。

不審な点があれば契約しない・支払わない

契約内容や手続きに不審な点や納得できない点があれば、安易に契約の取り交わしや支払いを行わず、至急、信頼できる人や消費生活センターに相談しましょう。

- 1 事業者の説明に納得できない部分がある
- 2 見積書や請求書の内容に不備や不可解な部分がある
- 3 事業者が不安をおおってくる。執拗に契約を迫ってくる
- 4 事業者が必要以上の内容の契約を結ばせようとしてくる
- 5 契約内容の詳細が不明なまま事業者が勝手に納品・着工した
- 6 事前説明や広告の内容と異なるサービスを事業者から提供された
- 7 事業者が、決められた期間内のクーリングオフの求めに応じない

問い合わせ

消費生活センター

☎ 21-2971 (詳細はP10)

3 高齢者地域生活支援事業

吉祥寺本町在宅介護支援センターにおいて、市の独自事業として、介護予防・フレイル予防を主目的としたデイサービス事業と、緊急ショートステイ事業等を実施しています。介護保険外の事業ですので、介護保険の認定の有無に関わらずご利用できます。

デイサービス

内 容 朝の健康体操、昼食・喫茶、趣味・生きがい活動（書道・絵手紙・フラダンス・太極拳・歌の会・編み物・健康麻雀など）を通して、介護予防・フレイル予防に取り組んでいます。

申込み制のプログラムもありますので、先ずはご相談ください。

対 象 おおむね65歳以上の方
※軽度の認知症の方、要介護認定を受けている方も対象です。

費 用	朝の健康体操	無 料
	昼食（予約制）	500円
	喫茶	150円～
	趣味・生きがい活動	300円（材料費実費）
	入浴（予約制）	700円

問い合わせ 吉祥寺本町在宅介護支援センター ☎ 23-1281

緊急ショートステイ

内 容 家族の介護負担軽減や本人の不安解消などのために、短期間のご利用ができます。家族が、旅行・入院・冠婚葬祭などの事情で一時的に留守にする際など、安心してご利用できる武蔵野市民のための宿泊施設です。家のリフォームや生活状況などによっては少し長い期間のご利用も可能ですので、先ずはご相談ください。

対 象 おおむね65歳以上の方および18歳以上で身体に障害のある方（肢体不自由）で、身の回りのことをある程度自立して行うことができ、集団生活に適應できる方。（市内に住民票のある方）
※軽度の認知症の方、要介護認定を受けている方も対象です。

費 用 1泊 6,000円（食事・入浴代含む／税込み）

問い合わせ 吉祥寺本町在宅介護支援センター ☎ 23-1281

4 移送・交通サービス

レモンキャブ

バスやタクシーなどの公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障害のある方（要介護者や障害者手帳取得者等）の外出を支援するための移送サービス（レモンキャブ）事業です。地域のボランティアが福祉型軽自動車（レモンキャブ）を運転し、地域を支えるサービスを提供しています。

- 利用対象者** 市内在住で、公共交通機関の利用が困難な高齢者や障害のある方
- 利用方法** 事前に武蔵野市民社会福祉協議会で会員登録を行ってください。※事前登録制のため、利用までに時間がかかることがあります。ご利用になる場合は、会員登録後に電話での予約（利用日の前日17時まで）が必要です。
- 利用料等** ご利用30分ごとに1,000円 年会費1,000円 ※お支払いは全て口座引き落とし
- 運行範囲** 市内と隣接市区（三鷹市、小金井市、西東京市、練馬区、杉並区）
※出発地または到着地が武蔵野市であること
- 運行時間** 月～土曜日の午前8時から午後6時まで（ただし、祝日、年末年始を除く）
- 車 両** 9台
スロープ式（車いすのまま乗車可）とシートリフト式（座席が電動で動く）があります。
- 問い合わせ** 武蔵野市民社会福祉協議会 ☎ **23-0701**

リフトタクシーつながり

- 内 容** 車いすのまま、または寝台で寝た状態のまま乗降できるタクシーです。
- 対 象** 市内に住所を有し、日常外出時車いすを利用する方または寝たきりで外出にお困りの方
- 利用方法** 利用する月の前月の初日から利用する日の前日までに電話で予約してください。また、予約状況にもよりますが、当日でもお申込みできます。
予約時間 月～金 午前8時～午後5時
土 午前8時～午後1時（日曜祝日は休み）
- 運行時間** 日～土曜日 午前8時から午後5時まで（元日を除く）
運行時間外は別料金で対応できる場合もありますのでご相談ください。
- 運行範囲** 出発地または到着地が武蔵野市であること
（都内だけでなく都外近郊の地域でも運行いたします。ご相談ください）
- 利用料** 初乗り500円から始まるタクシー料金（予約料金、迎車料金は不要です。別途介添え料金がかかる場合があります）
・武蔵野市福祉タクシー利用券（認定基準に該当する障害のある方に交付。要申請）利用可
・障害者手帳をお持ちの方は1割引で利用可
- 問い合わせ** リフトタクシーつながり ☎ **0120-77-4481**

東京都シルバーパス

内 容 シルバーパスをお持ちの方は、都電、都営地下鉄、都バス、都内を走る民営バスに、乗車回数の制限なくパスの提示のみで乗車できます。

対 象 都内に住民登録されている満70歳以上の方（寝たきりの方を除く）

利用対象者 ①住民税が非課税の方年額 1,000円

②住民税が課税ではあるが、
令和7年の合計所得金額（※）が135万円以下の方年額 1,000円

③住民税が課税で、
令和7年の合計所得金額が135万円を超えている方年額12,000円
〔ただし、半年パス（4月～9月発行）は、6,000円〕

※合計所得金額から令和7年度分の不動産譲渡所得に係る特別控除額を控除して
得た額

使用有効期間 10月1日～翌年9月30日の1年間

*期間中に新規申請をした場合は、交付を受けた日から9月30日まで

新規申請 新たに満70歳になられる方は誕生月の初日から、転入された方は、転入届け後希望される日から申請できます。

申請受付窓口 バス事業者の指定する取扱窓口（次ページ別表参照）

持参するもの ①利用者負担額が年額1,000円の方

- ・「住民税（非）課税証明書」「生活保護受給証明書（生活扶助の記載があるもの<令和8年4月以降に発行したもの>）」「介護保険料納入通知書（所得段階区分が1～7まで<賦課年度が令和8年度のもの>）」のいずれか1つ
- ・住所、氏名、生年月日が確認できるもの（保険証、運転免許証など）

②利用者負担額が年額12,000円の方

- ・住所、氏名、生年月日が確認できるもの（保険証、運転免許証など）

更 新 毎年更新が必要です（シルバーパスをお持ちの方には更新のご案内が郵送されます）。更新手続きについては、市報、東京都広報、バス事業者の広報などでお知らせします。

再 発 行 紛失した場合、再発行は1回だけできます。最寄りのバス会社に本人確認ができるもの（保険証、運転免許証など）を提示してお申し込みください。再発行まで1週間程かかります。

**パスの返還
・ 払 戻 し** 12,000円（4月以降6,000円）のパスの発行を受けた方が、都外へ転出等でパスを返還する場合は、最寄りのバス会社で払い戻しができます（ただし、8月以後は、払い戻しできません）。

問い合わせ 一般社団法人 東京バス協会・シルバーパス専用電話 ☎ 03-5308-6950

シルバーパス取扱バス営業所等一覧（別表）

※令和8年4月1日時点

取 扱 窓 口	窓口開設日・時間
関東バスエリアビューロー吉祥寺駅北口 吉祥寺南町1-1-24 ☎ 22-1801	平 日：午前9時～午後5時 土・日・祝日：午前11時～午後2時10分 午後3時～5時
関東バス武蔵野営業所 緑町1-2-1 ☎ 51-2191	午前9時～午後5時
関東バス三鷹駅北口案内所 中町1-14 ☎ 53-2555	平 日：午後0時30分～3時10分 午後4時～5時 土・日・祝日：午前11時～午後2時10分 午後3時～5時
小田急バス吉祥寺駅北口案内所 吉祥寺南町1-1-24 ☎ 46-6124	平 日：午前10時～午後4時 土・日・祝日：正午～午後2時 午後3時～4時
小田急バス吉祥寺営業所 吉祥寺南町3-1-6 ☎ 46-6124	午前10時～午後4時
小田急バス武蔵境営業所 境南町5-1-18 ☎ 31-6191	午前10時～午後4時

※令和8年10月から現在の磁気カードはICカードに変わります。その他最新の情報については、一般社団法人東京バス協会へお問い合わせください。



高齢者や障害のある方にやさしい交通手段



レモンキャブ（福祉型自動車）

自立歩行が困難な方から車いす利用の方まで、高齢者・障害のある方の身近な外出を支援する移送サービスです。

リフトタクシー（つながり）

車いす利用の方や寝たきり状態の方の外出を支援する移送サービスです。



ムーバス（コミュニティバス）

高齢者や小さな子ども連れの方など、誰もが気軽に安心してまちに出られるような地域と駅を結ぶ短距離交通システムです。